

鳥取市水道局建設工事完成検査結果通知要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥取市水道局会計規程（昭和49年鳥取市水道事業管理規程第8号）第138条において準用する鳥取市建設工事執行規則（昭和61年鳥取市規則第11号）第52条第4項の規定に基づき、鳥取市水道局（以下「水道局」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するものをいう。）の完成検査結果を受注者に通知する際の事務手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

(完成検査結果の通知)

第2条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、検査員から完成検査の復命を受けた後は、完成検査結果通知書（様式第1号）により当該建設工事の受注者に完成検査の結果（合否、評定点）を速やかに通知するものとする。

(完成検査結果に対する照会及び回答)

- 第3条 前条により通知を受けた受注者が通知内容に疑問がある場合は、当該通知の受取日の翌日から起算して14日以内に、様式第2号により管理者に照会することができる。
- 2 前項の規定による様式第2号の提出先は、当該建設工事を発注した担当課（所）とする。
- 3 第1項の規定により照会を受けた場合は、管理者は様式第3号により速やかに回答を行うものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日以降に実施される建設工事完成検査から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日以降に実施される建設工事完成検査から適用する。

附 則

この要領は、平成24年6月29日以降に実施される建設工事完成検査から適用する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日以降に実施される建設工事完成検査から適用する。

附 則

この要領は、令和元年12月1日以降に実施される建設工事完成検査から適用する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名 様

鳥取市水道事業管理者
水道局長 印

完 成 検 査 結 果 通 知 書

次のとおり、完成検査が完了したので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	鳥取市 地内
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	金 円
完 成 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	
評 定 点	点

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

鳥取市水道事業管理者
水道局長 様

商号又は名称
代表者職氏名 印

完成検査の結果について（照会）

年 月 日付けで通知のあった完成検査の結果について、下記の疑問（照会事項）がありますので回答願います。

記

1 工 事 名

2 工事場所 鳥取市 地内

3 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

4 照会事項

様式第3号（第3条関係）

受 第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名 様

鳥取市水道事業管理者
水道局長 印

完成検査の結果について（回答）

年 月 日付けで照会のあった事項について、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 工事場所 鳥取市 地内

3 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

4 照会事項に対する回答